

新旧対照表（財産形成年金預金規定）

改定前	改定後
<p>略</p> <p>4. 利息</p> <p>略</p> <p>(2) 前①の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後に最初に継続される日）から適用します。</p> <p>略</p> <p>5. 預金の解約</p> <p>(1) やむを得ない理由により、この預金を第3条による支払方法によらず払出す場合は、この預金のすべてを解約することとし、・・・略・・・。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。</p> <p>略</p> <p>12. 通知等</p> <p>届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>略</p> <p>4. 利息</p> <p>略</p> <p>(2) 前①の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、<u>当行所定の方法により表示する</u>新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、<u>表示の際に定める</u>変更日以後に最初に継続される日）から適用します。</p> <p>略</p> <p>5. 預金の解約</p> <p><u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を払出す場合は、この預金のすべてを解約することとし、・・・略・・・。</u></p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。</u></p> <p>略</p> <p>12. 通知等</p> <p><u>財形預金共通規定第6条第1項に定める届出を怠るなど、預金者の責に帰すべき事由により、当行が発送した通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>